

埼玉県農業機械利用技能者養成事業実施要綱

(昭和 57 年 8 月 14 日決 裁)
(昭和 61 年 3 月 31 日一部改正)
(平成 4 年 9 月 7 日一部改正)
(平成 9 年 7 月 1 日一部改正)
(平成 11 年 5 月 7 日一部改正)
(平成 12 年 6 月 30 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 31 日一部改正)
(平成 23 年 7 月 26 日一部改正)
(平成 26 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 27 年 10 月 9 日一部改正)
(平成 30 年 3 月 23 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 26 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 29 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 農作業安全のための指針（平成 30 年 1 月 19 日付け 29 生産第 1690 号農林水産省生産局長通知）に基づき、農業者の機械利用技術の向上及び生産現場での農作業安全を推進するものである。

(事業の内容)

第 2 条 県は、農業者等を対象に、農業機械に関する安全知識、整備技術、運転並びに利用技術の習得を目的として農業機械利用技能者養成研修（以下「研修」という。）を実施し、農業機械士及び指導農業機械士（以下「農業機械士等」という。）の養成・認定を行うものである。

(農業機械士等の役割)

第 3 条 農業機械士は他の農業者の模範となるよう自らが安全な農作業を実践するとともに、指導農業機械士は地域における農作業安全に関する指導者として活動を担うものとする。

(研修の種類)

第 4 条 研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 農業機械士養成研修
- (2) 指導農業機械士養成研修

(研修の内容)

第 4 条の 2 第 3 条に定める研修の内容は、別表 1 の技能基準の取得を目的とし、別表 2 に定めるとおりとする。

(受講資格)

第 4 条の 3 認定農業者、認定新規就農者、農業機械の利用組織における管理者、指導者、

オペレーター、及び農業機械による大規模の農業経営又は、農作業の受託者等として活動若しくは活動しようとする者などで別表3に定める資格を有するものとする。

(研修計画等)

第4条の4 研修実施に必要な事項は、別に定める。

(技能検定試験の区分及びその内容)

第5条 技能検定は、「農業機械士技能」及び「指導農業機械士技能」の区分ごとに行うものとし、それぞれの技能基準は別表1のとおりとする。

(技能検定の受験資格)

第6条 県が実施する全ての研修課程を修了した者とする。ただし、トラクター運転研修及びけん引作業機運転研修の受講予定者については、修了見込みを含む。

(技能検定の方法)

第7条 技能の検定は、技能検定員が行うものとする。

- 2 技能検定員は、県試験研究機関の職員、機械研修施設の職員、機械担当課の職員及び関係農業団体の職員等で知事が指名又は、委嘱した者を当てるものとする。
- 3 技能の検定は「学科試験」とする。ただし、農業機械士についてはさらに「実技実習」を受講するものとし、別表4に定めるところにより行うものとする。
- 4 技能検定員は、技能検定試験の終了後、速やかにその結果を知事に報告するものとする。

(技能の認定等)

第8条 農業機械士及び指導農業機械士の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 農業機械士にあつては、農業機械士技能検定の合格者であつて、かつ大型特殊免許（農耕車限定を含む）の保有者又は当該自動車の運転免許技能試験の合格者
 - (2) 指導農業機械士にあつては、指導農業機械士技能検定の合格者であつて、かつけん引免許（農耕車限定を含む）の保有者又は当該自動車の運転免許技能試験の合格者
 - (3) 農業大学校生の農業機械士認定については、別の定めに基づき農業大学校長が推薦した者とする。
- 2 知事は、第1項の基準に基づき認定したときは、当該認定者に対して認定証（別紙様式第1号）を交付するものとする。
 - 3 知事は、毎年度の農業機械士等の認定台帳を作成し、これを整理、保管するものとする。
 - 4 第2項で認定を受けた者が認定証を紛失し、認定を受けた証明を必要とする場合は、別紙様式第2号を前項の認定台帳保管課に提出し、証明（様式第3号）を受け取るものとする。

第8条の2 既認定者の技能種類の名称変更と振替に関する取り扱いについては、別紙にこれを定める。

(農業機械士等の資質向上)

第9条 知事は、農業機械士等に対して農作業安全に関する情報提供等を行い、その資質

の一層の向上を促すものとする。

(推進体制の整備)

第10条 知事は、県の関係職員、関係農業団体の職員等で構成する推進会議を設置し、農業機械研修や農業機械士等の技能検定の実施方針及び、技能検定の成績の審査、農業機械士等の認定に関する基本的な事項について検討を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成4年度の事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成9年度の事業から適用する。

2 既に「2級農業機械士」として認定されている者については、「農業機械士」に名称変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の事業から適用する。

別表 1

技能区分別技能基準

技能区分	技能基準
農業機械士 技能	<ol style="list-style-type: none">1 農業機械の構造及び機能と取扱いについての知識を有すること2 農業機械の点検整備と簡易な修理についての知識を有すること3 農業機械の作業安全についての知識を有すること4 農業機械の運転操作と取扱い作業ができること5 農業機械の点検整備と簡易な修理ができること6 農業機械の安全な取扱いができること
指導 農業機械士 技能	<ol style="list-style-type: none">1 農業機械の導入利用についての専門的知識を有すること2 農業機械及び資材の管理についての専門的知識を有すること3 作業安全管理についての専門的知識を有すること

別表 2

農業機械士等養成研修における各研修の内容

研修	区分	項目	内容
農業機械士養成研修	知識	農作業安全	1 安全点検 2 農作業事故の特徴 3 作業環境の整備
		トラクターの概要	1 トラクターの用途及び種類 2 トラクターの構造と機能 3 作業機との組み合わせ
		点検整備	1 日常点検 2 燃料、潤滑油等の取扱い 3 工具、測定器具の取扱い
		安全運転	1 道路走行の方法 2 防護具等の説明 3 関連法規
	技能	日常点検	1 作業点検 2 燃料、潤滑油等の補給 3 簡単な故障診断
		作業機との組合せ	1 トラクターの油圧装置の操作 2 作業機の着脱
		トラクターの運転(トラクター運転研修) (※1)	1 トラクターの運転操作 2 トラクターの基本運転 3 安全確認
指導農業機械士養成研修	知識	農業機械の導入	1 農業機械の導入利用計画
		農業機械・資材	1 農業機械・資材の適正な管理
		農作業安全	1 農作業における安全管理
		けん引自動車(けん引作業機運転研修) (※2)	1 けん引自動車の特徴 2 けん引自動車の法規 3 けん引自動車の走行方法
		被けん引作業機	1 被けん引作業機の種類と構造 2 被けん引作業機の作業方法
	技能	けん引自動車の運転(けん引作業機運転研修) (※2)	1 けん引自動車の基本運転

※1 大型特殊免許（農耕車限定を含む）保有者は免除

※2 けん引免許（農耕車限定を含む）保有者は免除

別表 3

研 修 受 講 資 格

研 修 区 分	受 講 資 格
農業機械士 養成研修	次の1、2のいずれかに該当する者 1 大型特殊免許を有する者 2 トラクター運転研修申込者にあつては普通自動車を 運転できる免許を有する者
指導農業機械士 養成研修	次の1～3の全てに該当する者 1 農業機械士の認定を受けた者 2 大型特殊免許を有する者 3 けん引免許を有する者又は、けん引作業機運転 研修の申込者

※ 大型特殊免許及びけん引免許は、農耕車限定を含む

別表 4

技能検定試験の区分別試験科目

技能検定試験 の区分	試験項目 (受講科目)	試験科目
農業機械士 技能検定試験	学 科	1 農業機械の構造及び機能と取扱いに関する事項 2 農業機械の点検整備と簡易な修理に関する事項 3 農業機械の作業安全に関する事項
	(実技実習)	1 農業機械の運転操作と取扱い作業 2 農業機械の点検整備と簡易な修理 3 農業機械の作業安全
指導農業機械士 技能検定試験	学 科	1 農業機械の導入利用計画に関する事項 2 農業機械及び資材の管理に関する事項 3 作業安全管理に関する事項

別紙

既認定者の技能種類の名称変更と振替に関する取り扱い

- 1 今まで「2級農業機械士」の認定を受けている者の名称を「農業機械士」に改める。
なお、名称の変更による認定証の再発行は行わないものとする。
- 2 「1級農業機械士」の認定を受けている者の指導農業機械士への振替は、農業機械指導者研修のうち、農業機械化に関する情勢、動向等に関する項目、並びに農業機械に係る技術指導及び安全指導の手法に関する項目を受講した者とする。

上記研修を終了した者には、指導農業機械士の認定証を交付するものとする。